

(様式第1号)

## さやまのええもん認定申請書

年 月 日

さやまのええもんいいんかい 様

申請者 住 所

(法人及び団体は主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)

さやまのええもん認定要領第5条の規定に基づき、次の関係書類を添えて申請します。

認定申請商品名

関係書類

さやまのええもん認定申請調書

さやまのええもん認定申請誓約書

さやまのええもん遵守事項

反社会的勢力でないことの表明及び確約事項

参考資料 (認定申請品のパンフレット、写真等)

平成 年 月 日

## さやまのええもん認定申請調書

さやまのええもんいいんかい 様

私は、さやまのええもんへの自店商品・サービス等の登録を希望しますので必要書類を添えて申込みます。なお、委員会が必要と認めた場合は、認定内容の変更または取消を受けても異議はありません。

<申請者>

住所 (〒 - )  (法人及び団体は主たる事務所の所在地)	事業所名  氏名 印  (法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)
---	---

1 商品、サービス名 (具体的な商品名、サービス名称をお書きください)

--

2 申請者概要

フリガナ		業種	
事業所又は 団体名		創業日	年 月 日
		法人設立	年 月 日
フリガナ		資本金	万円
代表者 (職・氏名)		従業員数	正社員 人 パート 人
住 所	(〒 - )	TEL	( )
		FAX	( )
フリガナ		E-mail	
申請品の責任者 (職・氏名)		URL	
加入団体	商工会 JA その他 ( )	売上高	年度 万円
営業時間	: ~ :	定休日	

3 事業所の店舗、企業の経営の考え方と事業展開の方向性（地域性、伝統、文化の視点）

4 商品、サービスの概要（形状、デザイン、素材、製法、機能等）

5 商品、サービスの特徴（他社製品との違い、良さ、特許・商標の申請有無等）

6 商品、サービスの開発の経緯（発端、開発のポイント、開発者の思い等）

7 その商品、サービスの安心・安全性、信頼性等（どのような品質管理、検査基準、信頼性が保てる取り組みをするのか等）

8 その商品、サービスの将来性について（どのような今後の展開を考えているのか等）

9 その他事項について

<遵守事項> 以下の事項を必ず確認してください。（欄にチェックしてください。）

- 1) 大阪狭山市内での営業が1年以上
- 2) 申請後、3カ月以内に必ず商品・サービスが提供できること
- 3) 安定的に販売、提供ができること
- 4) 積極的に販売、PRすること  
(チラシ、ポスター、HP、展示会等でのPRができること)
- 5) 大阪狭山市内で買えること
- 6) 社会通念上の品質、品位、道徳的違反にならないもの

## さやまのええもん認定申請誓約書

さやまのええもんいいんかい 様

さやまのええもんブランドの認定を受けるにあたり、本認定要領を遵守するとともに、次の事項を留意することを誓います。

- 1 認定を受けた地域ブランド商品、サービスの積極的な広告宣伝、販売促進活動等に取り組むとともに、ブランド認定に関する事業に協力し、当該認定商品、サービスを通じて、大阪狭山のブランドのイメージアップに繋げ、地域経済の発展に貢献することを約束します。
- 2 認定を受けた地域ブランド商品、サービスの適正な生産、加工、製造、調理を行い、また品質の管理、流通体制の適正管理を行うことより、一般消費者に対する安心、安全、信頼、信用を高める努力をすることを約束します。
- 3 認定を受けた地域ブランド商品、サービスについて、その品質、流通、販売、保管等に関して、事故が起こった場合、当方が一切の責任を負うことを約束します。
- 4 委員会及び事務局は、認定ブランド商品、サービスの故意または過失における責任を負わないことを約束します。
- 5 委員会及び事務局により、認定を受けた商品、サービスの売り上げや、宣伝、管理状況について、書類や報告を求められた場合は、速やかに連絡、提出することを約束します。

平成 年 月 日

申請者 住 所（法人及び団体は主たる事務所の所在地）

氏 名

印

（法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名）

## さやまのええもん遵守事項

さやまのええもんに係る登録及び使用にあたり、以下の遵守事項等につきましてご留意いただきたくお願い申し上げます。

### 1. 禁止行為

- 一 さやまのええもんいいんかい及び運営事務局の禁止又は注意の指示に従わないこと
- 二 さやまのええもんいいんかい及び運営事務局の名誉をき損し信用を傷つけ又は利益を害すること
- 三 さやまのええもんいいんかいが依頼した業務に関連して知り得たさやまのええもんいいんかい、運営事務局又はその他の者の秘密を漏らし、又は盗用すること
- 四 さやまのええもんいいんかいに認定された身分においてさやまのええもんいいんかい以外の者から不当に金銭を受取すること
- 五 さやまのええもんの名称、略称若しくは呼称（以下「名称等」という。）、さやまのええもんの事業の名称等を本目的以外にみだりに使用すること
- 六 虚偽の報告をすること
- 七 その他、さやまのええもんの業務執行に支障があると判断される行為を行うこと
- 八 さやまのええもんを使って金銭的な報酬を要求する等の営業行為

### 2. 届出事項

さやまのええもんを使用した事業に関連して次に掲げる行為（以下「事業関連行為」という。）をしようとするときは、事前に運営事務局への届け出をしていただくようお願いいたします。

- 一 さやまのええもんの認定商品に関する変更事項について
- 二 さやまのええもんに認定されている事業所自身の変更事項について

### 3. 承認事項

認定を受けたさやまのええもんに関連して新聞、雑誌等に寄稿し、又は出版し、若しくは講演等をしようとするときは、事前に申請し、さやまのええもんいいんかい、及び運営事務局の承認を受けていただくようお願いいたします。

### 4. 個人情報保護

さやまのええもんいいんかい、及び運営事務局が依頼した業務上取得した個人情報や業務上取り扱う情報について、個人情報保護規程に従って取り扱うようお願いいたします。

### 5. 損害賠償

さやまのええもんに認定された者が故意又は重大な過失により、さやまのええもんいいんかい、及び運営事務局に対して損害を与えたときは、さやまのええもんいいんかい及び運営事務局は当該認定者に対して、損害の一部又は全部について損害賠償させることができます。

### 6. 契約解除後、契約終了後の効力

「1. 禁止行為」、「3. 承認事項」、「4. 個人情報保護」、「5. 損害賠償」については、さやまのええもんいいんかいとの契約解除後又は契約終了後においても、なお、その効力を有するものとします。

### 7. 事故等の補償について

認定された事業者がさやまのええもんというブランドをつかった事業活動中の事故（移動中も含む）に対して補償はありませんので、事故等の防止について十分ご注意ください。

### 8. その他

さやまのええもんというブランドの運用・採択に係る詳細事項については、年度により変更することがあり、また、たとえ今回申請の基準を満たしている場合であっても、今後の運営状況から採択されない場合があります。

上記、内容を確認し、遵守することを誓います。

平成 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

## 反社会的勢力ではないことの表明及び確約事項

I. 私は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等
6. 社会運動等標ぼうゴロ
7. 特殊知能暴力集団等
8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

- (イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。
- (ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。
- (ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
- (ニ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- (ホ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

II. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約致します。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いてさやまのええもんの信用を棄損し、またさやまのええもんいんかいの業務を妨害する行為
5. その他の前各号に準ずる行為

III. 上記 I. のいずれかに該当し、もしくは II. のいずれかに該当する行為をし、または I. に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、さやまのええもんのブランド登録を解除されても異議申し立てを行いません。

上記、内容を確認し、遵守することを誓います。

平成 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_